

令和 2 年 11 月 19 日  
日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所

使用前検査合格証及び使用前確認証の即日交付のお願い

平成 30 年 11 月 7 日付け原規規発第 1811076 号をもって原子炉設置変更の許可を受けました原子炉施設（JRR-3 原子炉施設）に関する新規制基準対応に係る使用前検査（令和元年 6 月 17 日付け令 01 原機（科研）003 をもって申請（令和元年 12 月 18 日付け令 01 原機（科研）020、令和 2 年 2 月 13 日付け令 01 原機（科研）034 及び令和 2 年 11 月 18 日付け令 02 原機（科研）012 をもって一部変更））及び使用前確認（令和 2 年 11 月 13 日付け令 02 原機（科研）011 をもって申請））につきまして、下記の理由により使用前検査合格証及び使用前確認証の即日交付をお願いいたします。

記

1. 交付願理由

当該検査により新規制基準への適合性が確認される JRR-3 原子炉施設は、令和 3 年 2 月 17 日から定期事業者検査のための原子炉の起動を行う計画である。使用前検査合格証及び使用前確認証が当該原子炉起動予定日までに交付されない場合、定期事業者検査の計画に遅れが生じることとなり、その結果、その後に計画されている調整運転及び施設供用が遅れることになるため、当研究所内のみならず、国内外の多くの施設利用者の研究活動に多大な影響を及ぼすこととなる。

以上の理由により使用前検査合格証及び使用前確認証の即日交付が必要となる。

以上